

苫小牧市地場產品創出・強化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市地場產品創出・強化支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、苫小牧市（以下「市」という。）における地場產品の創出及び生産体制の強化が地方創生に果たす役割の重要性に鑑み、地場產品の創出及び生産体制の強化を図る施策を展開することで、地域産業の振興等を図り、もってふるさと納税の本来の趣旨である地方創生に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 補助金 市が市以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他の相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 地場產品 市の区域内において生産、製造等が行われる產品、又は市の区域内において提供等が行われる役務及びサービスであって、平成31年総務省告示第179号第5条各号に定める基準に適合するものをいう。
- (3) 提案事業 苫小牧市地場產品創出・強化支援補助金 事業者提案募集要領に基づき、事業者が提案を行い、市が採択した事業をいう。
- (4) 寄附額 ふるさと納税の仕組みを活用したクラウドファンディング等による寄附を受けた額をいう。
- (5) 寄附目標額 補助対象経費に100分の250を乗じた額に相当する額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業は、市の区域内における新たな地場產品の創出又は既存の地場產品の生産体制の強化を図るために必要な生産、製造、加工等に使用する施設・設備等の整備に関するものとする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 提案事業に対する寄附額が寄附目標額の2分の1に相当する額に達した者。ただし、寄附額が寄附目標額の2分の1に相当する額に達しない場合であっても、寄附額のうちから補助金の交付を受けることにより、提案事業に取り組む意思を有していた者は、この限りでない。
- (2) ふるさと納税の趣旨を理解し、本補助金により創出等を行った地場產品について、市のふるさと納税の返礼品として、登録・提供する意思を有する者
- (3) 市内に事業所や工場等を有する又は開設する予定である者であって、本補助金による地場產品の提供開始日から5年間、事業を継続する意思を有する者

- (4) ふるさと納税を含む市の施策に賛同し、協力する意思を有する者
- (5) 市税等の滞納のない者
- (6) 苫小牧市契約における暴力団等排除措置要綱に基づき、暴力団員等でない者又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
- (7) その他補助対象者として適さないと認められる事項がないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、別表1のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費を除く。

- (1) 国又は北海道が助成する事業と重複する事業の経費
- (2) 公租公課
- (3) 官公署に支払う手数料
- (4) 人件費
- (5) 食糧費及び交際費
- (6) その他地場產品の創出等に要するものと認められない経費

(補助金の額及び上限)

第7条 本補助金により交付される補助金の額は、寄附額の10分の4に相当する額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象経費の額の合計額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を上限とする。

(補助金の交付申請)

第8条 本補助金の交付を受けようとする者は、苫小牧市地場產品創出・強化支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市税等の納税証明書（市税等に未納がないことの証明書）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の提出に当たって、申請者は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、申請を取り消す。
- (2) 原則として、提出書類の内容の変更及び追加はできない。
- (3) 提出後に申請を辞退する場合は、書面による辞退届を提出しなければならない。
- (4) 提出書類は返却しない。また、提出書類の著作権は申請者に帰属するが、本補助金に関する事務に必要な範囲において、市はその全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (5) 交付申請に要する経費は、申請者の負担とする。

3 申請者は、本補助金の交付申請に当たって、本補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額し

て交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において、本補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでないときは、この限りでない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請があった場合において、その内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに本補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

(交付決定前の着手)

第10条 申請者は、提案事業の効率的な実施を図る必要がある場合、又は提案事業の実施に当たりやむを得ない事情がある場合に限り、あらかじめ市長の許可を得て、前条の交付決定を行う前に提案事業に着手することができる。

2 申請者は、前項の許可を得たいときは、事前着手申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第11条 第9条に規定する交付決定を受けて提案事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る本補助金の交付決定の内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る本補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更等)

第12条 補助事業者は、本補助金の交付決定後、提案事業に要する経費の割合若しくは提案事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに苦小牧市地場產品創出・強化支援補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、提案事業の主旨を損なわない範囲の軽微な変更であって、補助対象経費の10パーセント以内の減少については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査等により相当の理由があると認めるときは、当該補助事業等の変更等の承認を行い、申請者に通知するものとする。

3 補助事業者は、提案事業が予定の期間内に完了しない場合又は提案事業の遂行が困難となつたときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、本補助金の交付を受けて実施する設備投資等（以下「補助事業」という。）が完了したとき（提案事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）又は本補助金の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、当該完了日又は終了日のいずれか早い日から30日以内に、苦小牧市地場產品創出・強化支援補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の報告書若しくは報告書に記載すべき事項の一部又は同項に規定する書類の添付を省略させることができる。

(補助金等の額の確定)

第14条 市長は、前条第1項に規定する報告があった場合において、当該書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、本補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の交付の時期等)

第15条 本補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。ただし、市長は、当該事業の遂行上必要があると認めるときは、当該事業の完了前において本補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 第9条の規定は、前項ただし書の規定による交付を決定した場合について準用する。

(交付の請求)

第16条 補助事業者は、前条の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、苦小牧市地場產品創出・強化支援補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金等の全部又は一部の交付を受けようとする場合について準用する。

(決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(4) 法令又はこの規則に基づく市長の指示に違反したとき

2 前項の規定は、第14条の規定による本補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づき、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の返還)

第18条 市長は、本補助金の交付決定を取り消した場合において、当該変更又は取消しの部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

3 補助事業者が第8条第3項ただし書の規定による補助金の交付の申請をした場合にお

いて、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額等が確定し、既に交付された補助金の額を減額するときは、期限を定めて、当該消費税仕入控除税額等の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第19条 補助事業者は、前条の規定により本補助金の返還を命じられたときは、本補助金が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第4項に規定する間接補助金等であるとき又はやむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、本補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

第20条 本補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てられたものとする。

(関係書類の整備)

第21条 補助事業者は、補助事業の収入及び支出に関する帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の関係書類は、当該事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間、保存しなければならない。

(提案事業の成果の報告)

第22条 補助事業者は、本補助金の交付が決定した日の属する年度の翌年度から5年間、前年度の提案事業の実施状況を市長に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第23条 補助事業者は、本補助金により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを、あらかじめ市長の承認を受けないで、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、本補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を超過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産

- (2) 船舶その他重要な動産で、市長が定めるもの
- (3) 前2号に掲げるものの従物
- (4) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

2 市長は、前項本文の規定により補助事業者による財産の処分についての承認をするときは、当該財産の取得又は効用の増加に要した本補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべき旨の条件その他必要と認める条件を付することができる。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月23日から実施する。